第3章 権利擁護支援による地域共生社会実現の取組

第1節 本計画で掲げるめざす姿

第1項 基本理念

本計画でめざす「権利擁護支援による地域共生社会実現」のための基本理念を次のように定めます。

認知症になっても障がいがあっても 安心して自分らしく 地域で共に暮らせるまちづくり

それぞれの字句にこめられた考え方は、以下のとおりです。

(1) 「認知症になっても障がいがあっても」

区域に住む誰もが対象ではありますが、ここでは象徴的に「認知症になっても」「障がいがあっても」と表現します。

(2)「安心して」

狭い意味の権利擁護となりますが、虐待や搾取などの権利侵害を受けることなく、また、生活困窮や不健康に悩まされることなく、たとえひとり暮らしであっても安心して暮らせることを目指します。

(3)「自分らしく」

周りの者 (家族や支援者) の都合ではなく、可能な限りこれまでの本人の生活の仕方、 人生を大切にして暮らすことができることを目指します。

(4) 「地域で共に暮らす」

それまで共に暮らしてきた地域の仲間や知人とのつながりを大切に、その人らしい生活を継続することができるよう地域共生社会を目指します。

(5)「まちづくり」

ひとりひとりを「安心して自分らしく地域で共に暮らせるよう」個別支援をしていく



とともに、そのことができるだけ実現可能となるような地域の体制づくり(まちづくり) をしていくことを目指します。

第2項 尾張北部権利擁護支援センターの位置づけ

1 4市町の共同設置によること

尾張北部権利擁護支援センターは、4市町による共同設置の機関であることが大きな特徴です。

4つの市町は、それぞれ対等な関係をもち自主性のある地方自治体ですが、成年後見制度の利用支援、ひいては、権利擁護支援の事業目的を、尾張北部権利擁護支援センターを共同設置することでより効果的に達成することができるとして、共同で事業に取り組んでいます。

先進の尾張東部権利擁護支援センターの例から、共同設置の効果は、①人口規模の増加による施策の効率的実施、②多様な実績、ノウハウをもつ行政の交流による質の向上などのメリットがあげられます。

2 中核機関であること

4市町の自主的な事業としてスタートした尾張北部権利擁護支援センター設置事業ですが、国において、成年後見制度利用促進法が成立し、第一期計画が策定され、中核機関として国の施策に位置付けられた機関とされたことの意義は大きいといえます。

国が、第一期計画、第二期計画において、中核機関としての役割を掲げていますので、 必要な場合は、国・都道府県等の支援を得ることができ、家庭裁判所や関係諸団体との 関係においても共通の目的に対して協働していくことが可能になると考えられます。

3 NPO法人であること

4市町が新しく権利擁護支援センターを設置するにあたり、その運営を担う法人を、 特定非営利活動法人(通称、NPO法人)とした意義を確認します。

特定非営利活動法人は、「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動としての特定非営利活動の健全な発展を促進し、もって公益の増進に寄与すること」を目的とする特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)に規定されています。



特定非営利活動法人は、社会貢献活動を行う法人ですが、収益を構成員に分配することが認められません。収益事業を行うことはできますがその事業で得た収益は、さらに 社会貢献活動に充てなければなりません。

簡単にいえば、市民(住民)が社会貢献のために集う法人です。法人の構成員は、会費を払う正会員ですが、収益の分配はなく、さらに社会貢献をするためにその収益を使っていく法人です。

行政の委託事業とは、本来、行政の仕事であるものを他の者に委託させるものです。 この点、たとえば、尾張北部権利擁護支援センターが行う法人後見事業は、法人後見そ のものが、行政のなすべき仕事とされていないため委託事業ではなく、法人の自主事業 となっています。

現在、行政の仕事とされていない事業で、権利擁護支援に必要でありながら収益性の 点から民間で参入しづらい事業について、経過的に尾張北部権利擁護支援センターの自 主事業として取り組むことも考えられます。



基本理念

認知症になっても障がいがあっても 安心して自分らしく地域で共に暮らせるまちづくり

①認知症になっても障がいがあっても、②安心して、③自分らしく、④地域で共に暮らすことを目指して、⑤まちづくりを行っていきます。

基本施策

基本施策1 普及啓発の推進・研修事業の拡充

- ①地域団体、サロン、事業所などの集まりに出向く研修の充実
- ②地域(互助)、司法、医療の関係者など研修対象者の拡充
- ③オンライン配信、録画配信等による研修機会の拡充
- 4他の団体との共催を進め、連携強化の推進

基本施策2 後見候補者の確保、育成

- ①市民後見人養成事業の早期実施
- ②法人後見実施法人の育成、市町社会福祉協議会による法人受任の検討、社会福祉法人、NPO法人等による法人受任の育成
- ③「親族後見人のつどい」など親族後見人支援の取組
- ④専門職後見人の支援と受任候補者調整のしくみづくり

基本施策3 広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

- ① 広域のメリットを生かし、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修会等の開催、多職種による相談会の開催
- ②サロンなど地域(互助)の場面に出向いての相談、勉強会の実施
- ③地域連携ネットワークのイメージの共有
- ④身元保証、居住支援、任意後見、未成年後見などの課題への取組を 地域の権利擁護支援関係機関と検討(実態把握、先進事例の研究)

基本施策4 権利擁護支援のための地域連携協議会の設置

地域、福祉、司法、医療の連携を図るために地域連携協議会を設置 します。

図3-1 基本理念と基本施策



第2節 基本施策

基本施策1

普及啓発の推進・研修事業の拡充

普及啓発の一層の推進が求められています。普及啓発に有効な手法は、講演会や研修 会の開催を通じて、権利擁護や成年後見制度について理解を深めていただくことです。

これまでも、尾張北部権利擁護支援センターにおいては、研修事業に積極的に取り組んできましたが、さらに次のような観点から研修事業の機会や対象を広めていく取組を行います。

- 地域団体、サロン、事業所などの集まりに出向いていく研修機会を増やします。
- 地域(互助)、司法、医療の関係者など、研修の受講対象者を広げていきます。
- オンライン配信、録画配信等により、研修機会の拡充を図ります。
- 他の団体との共催をすることで、連携の強化も進めます。



基本施策2

後見候補者の確保、育成

当区域は、後見人となりうる専門職が比較的少ない地域であり、市民後見人の養成、 法人後見実施法人育成の取組が求められます。

市民後見人養成事業は、後見候補者の確保ということに限らず、地域共生社会の実現のためにも必要な事業として、第二期計画の中でも、優先して取り組むべき事項のひとつとして位置づけられています。

市民後見人養成事業は、広域のメリットを生かせる事業でもあり、実施に向けた検討を進めます。

市町の社会福祉協議会は、成年後見制度と並ぶ権利擁護支援の事業である日常生活自立支援事業を実施しており、成年後見制度と一体的な事業運営も可能であることから、国や全国社会福祉協議会³⁴から法人受任への積極的な取組が期待されています。県内の市町社会福祉協議会でも法人受任の実績がありますので、当区域の社会福祉協議会においても法人受任を進められないか、検討していきます。

また、他の社会福祉法人、NPO法人、親の会などによる法人受任も期待されていると ころですので、法人後見実施法人の育成についても検討を進めます。

親族も重要な担い手であり、親族後見人支援も重要な取組課題です。「親族後見人の つどいしなど、親族後見人支援につながる具体的な事業を検討します。

専門職後見人にも、各専門職団体と協力しながら、初任者等への支援を進め、専門職後見人のすそ野を広げる取組をします。

また、適切に受任候補者につなげることができるよう受任候補者調整の仕組みづくり を進めます。

³⁴ 第二期計画P.54および社会福祉法人全国社会福祉協議会「日常生活自立支援事業の今後の展開に向けて~地域での暮らしを支える意思決定支援と権利擁護(平成30年度日常生活自立支援事業実態調査報告書)」2019,P.47



- 市民後見人養成事業を早期に実施します。
- 市町社会福祉協議会による法人受任、法人受任実施法人(社会福祉法人、NPO 法人等)の育成を検討します。
- 「親族後見人のつどい」など親族後見人支援の取組を進めます。
- 専門職後見人の支援と受任候補者調整の仕組みづくりを進めます。



基本施策3

広域を生かし、地域に根ざした権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

国の第二期計画では、中核機関とは、地域連携ネットワークのコーディネートを行う 中核的な機関や体制であるとして、その役割として次のように記されています。

- ・本人や関係者等からの権利擁護支援や成年後見制度に関する相談を受け、必要に応じて専門的助言等を確保しつつ、権利擁護支援の内容の検討や支援を適切に実施するためのコーディネートを行う役割
- ・ 専門職団体・関係機関の協力・連携強化を図るために関係者のコーディネートを行う役割

また、中間とりまとめにおいては、次のような役割にも触れられています。

- ・ 中核機関のコーディネート機能を強化することで、地域連携ネットワーク全体としての広報・相談対応や、受任候補者調整・後見人支援の持続的な強化を図る。
- ・ 市町村・中核機関は、コーディネート機能及びその前提となる情報収集能力を強化 するため、アウトリーチによる潜在化した権利擁護支援ニーズ等の情報収集や、権利 擁護支援に関する知見のある専門職の配置等による専門的助言の確保等に努める。

これらを受けて、当区域においては、次のように権利擁護支援の地域連携ネットワークづくりを進めていきたいと考えています。

4市町が広域で取り組んでいるメリットを生かすことで、単独市町では規模、費用の点で実施が難しい取組も、実施の可能性が高まります。具体的には、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修会等の開催、多職種による相談会の開催などが考えられます。

また、権利擁護支援を必要とする人を早期に発見する取組の重要性に鑑みて、各市町のさまざまな見守りなどの地域づくりの取組に積極的に関わっていきます。尾張北部権利擁護支援センター等が、サロンなど既存の取組の場に出向いていき、権利擁護支援に



係る相談会や学習会などを開催することで、連携を強化していく取組を進めます。

権利擁護支援の地域連携ネットワークのイメージがつかめないとの声が福祉関係者 や専門職の間からも聞かれるため、具体的な実践事例を通してイメージの共有に努めて いきます。

さらに、権利擁護支援の対象となる人や家族が抱える複合的な課題に対応していけるよう、身元保証、居住支援、任意後見制度、未成年後見など、権利擁護支援のさまざまな課題について、地域の権利擁護支援に関係する社会福祉協議会、地域包括支援センター、障がい者相談センターなどとともに、実態把握や先進事例の研究などを通じて、必要な社会資源を検討していきます。

- 広域のメリットを生かし、専門職団体との連携、虐待防止など専門性の高い研修 会等の開催、多職種による相談会を開催します。
- サロンなど地域(互助)の場面に出向いての相談、勉強会を実施します。
- 地域連携ネットワークのイメージを共有できるよう働きかけを進めます。
- 身元保証、居住支援、任意後見、未成年後見などの課題への取組を、地域の権利 擁護支援に関係する機関等と実態把握、先進事例の研究を進めます。



基本施策4

権利擁護支援のための地域連携協議会の設置

地域、福祉、司法、医療の連携を図るために協議会を設置します。

この協議会は、第一期計画で、国が市町村に設置を求めているもので、権利擁護支援 の地域連携ネットワークを形作るための協議を行います。

広域設置のメリットを生かし、中核機関である尾張北部権利擁護支援センターが事務 局を担当し、地域の相談支援機関、専門職団体、民生委員など地域のネットワーク関係 者が参加するもので、家庭裁判所にもオブザーバー参加を求めていきます。

この広域設置する地域連携協議会のもとに、これまで述べてきた当区域における権利 擁護支援にかかる実態把握、地域連携ネットワークのイメージ共有等に資するため、地 域の相談機関、社会福祉協議会、地域組織等が参加する円卓会議などを開催するなど、 連携を深める取組をします。



第4章 計画の推進体制

第1節 育てていく計画

本計画にかぎらず、計画策定は、将来推計数値を用いる場合もありますが、法制度、 国の方針、各地の先行事例など、どうしても計画策定時点における知見によることにな らざるをえません。

成年後見制度の運用の見直しだけでなく、国が掲げる目的である地域共生社会への取組も各分野にまたがるだけに、次々に、各分野から新しい考え方、手法が提言されていきます。

したがって、本計画も、「育てていく計画」として、適宜、内容の見直しを図ってい くものです。

第2節 実施計画としての尾張北部権利擁護支援センター事業計画

本計画は、当区域における権利擁護支援のあり方について、基本的な方向性を確認するものであることから、具体的には、毎年度、尾張北部権利擁護支援センターにおいて 作成する事業計画により計画的に実行していくことになります。

尾張北部権利擁護支援センターの事業計画は、特定非営利活動法人尾張北部権利擁護 支援センターの理事会において決定されるものですが、4市町による尾張北部権利擁護 支援センター運営協議会において、予算も含めて事前の協議をふまえたものとなりま す。また、基本施策4の地域連携協議会の意見も反映されます。

第3節 進捗確認・推進の方法

本計画の進捗状況の確認は、地域連携協議会を組織し、行います。この組織は、基本 施策4で示した地域連携協議会と同一です。

地域連携協議会の委員構成は、利用促進計画策定委員会に準じたものとし、毎年度2回をめどに開催します。

地域連携協議会においては、計画の進捗状況の確認や新施策の提言を行っていくものとします。



参考資料

- 1 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定 委員会設置要綱
- 2 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定 委員会委員名簿
- 3 小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告書
- 4 尾張北部権利擁護支援センターにおける相談内容のとりまとめ
- 5 用語集



参考資料1

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における 成年後見制度利用促進計画策定委員会設置要綱

(目的)

第1条 尾張北部権利擁護支援センターを共同設置する小牧市、岩倉市、大口町及び 扶桑町(以下、「関係市町」という。)が、成年後見制度の利用の促進に関する法 律(平成28年法律第29号)第23条第1項に規定された市町村の区域における 成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画(以下、「成年後 見制度利用促進計画」という。)を各関係市町の行政計画として策定するにあたり 、共同して関係市町の区域(以下、「尾張北部地域」という。)における課題の分 析、施策の検討等を行い、成年後見制度利用促進計画の案を策定するため、小牧市 、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における成年後見制度利用促進計画策定委員会 (以下、「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

- 第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。
 - (1) 成年後見制度利用促進計画の案を策定すること。
 - (2) その他、成年後見制度利用促進計画の案の策定に必要な事項に関すること。

(委員構成)

- 第3条 委員会は、次の各号の委員25名以内をもって構成する。
 - (1) 学識経験者
 - (2) 医師
 - (3)愛知県弁護士会から推薦された者
 - (4) 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部から推薦された 者
 - (5) 一般計団法人愛知県社会福祉士会から推薦された者
 - (6) 市町社会福祉協議会の職員
 - (7) 地域包括支援センターの職員
 - (8) 障害相談支援事業所の職員
 - (9) 居宅介護支援専門員の団体を代表する者



- (10) 高齢者施設の職員
- (11) 障害者施設の職員
- (12) 民生委員
- (13) 老人クラブに所属する者
- (14)認知症支援者団体に属する者
- (15) 公募委員
- (16) 行政職員
- (17) その他委員会が必要と認める者

(委員の仟期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から成年後見制度利用促進計画の策定が終了する日までの間とする。

(組織)

- 第5条 委員会に、委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により選出し、副委員長は委員長が指名する。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。
- 5 委員会の庶務は、尾張北部権利擁護支援センターにおいて処理する。

(議事)

- 第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、過半数の委員が出席しなければ開催することができない。
- 3 委員長は、必要があると認めたときは、関係者の出席を求め意見を聞くことができる。

(小委員会)

- 第7条 委員会に、調査研究、資料収集、調整及び検討をするため小委員会を置くことができる。
- 2 小委員会の運営に必要な事項は、本委員会の委員長が別に定める。

(会議の公開等)

第8条 委員会の会議は、公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平 かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとき、その他正当な理 由があると認めるときは、委員会に諮り会議を非公開とすることができる。



2 委員長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができる。

(委員の報酬)

第9条 第3条第16号及び第17号の者を除き、委員会に出席した場合における謝金は、予算の範囲内において支給することができる。

(雑則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、議事の手続きその他運営に関し必要な事項 は委員長が委員会に諮って定める。

附則

この要綱は、2020(令和2)年7月21日から施行する。

附則

この要綱は、2020(令和2)年9月1日から施行する。



参考資料2

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における 成年後見制度利用促進計画策定委員会委員名簿

(敬称略)

NO.	区分	氏名	所属等
1	学識経験者	朝倉 美江	金城学院大学教授
2	医師	日比野充伸	一般社団法人岩倉市医師会
3	愛知県弁護士会から推薦 された者	宮本 英行	愛知県弁護士会
4	成年後見センター・リー ガルサポート愛知支部か ら推薦された者	野田隆誠	成年後見センター・リーガルサポ ート愛知支部
5	愛知県社会福祉士会から 推薦された者	纐纈 光幸	成年後見研修委員会担当理事
6	市町社会福祉協議会の職 員	宇野・千春	社会福祉法人大口町社会福祉協議 会事務局長
7	地域包括支援センターの 職員	井上健	社会福祉法人おおぐち福祉会
8	障害相談支援事業所の職 員	小木曽眞知子	相談支援事業所アザレアフォルテ
9	居宅介護支援専門員の団 体を代表する者	大野 充敏	小牧市介護支援専門員連絡協議会
1 0	高齢者施設の職員	東謙次	社会福祉法人高坂福祉会扶桑苑施 設長
1 1	障害者施設の職員	中野 勝利	社会福祉法人あいち清光会サンフレンド
1 2	民生委員	間宮 輝明	扶桑町民生・児童委員協議会
1 3	老人クラブに所属する者	桜井 逸子	岩倉市老人クラブ連合会



1 4	認知症支援者団体に属す る者	尾関	憲明	いわくら認知症ケアアドバイザー 会代表
1 5	公募委員	大島	和恵	小牧市在住
1 6	公募委員	中村	朋美	岩倉市在住
1 7	公募委員	倉知	静子	大口町在住
1 8	公募委員	間宮	進示	扶桑町在住
1 9	行政職員	山本 浅野	格史 秀和	小牧市福祉部障がい福祉課長
2 0	行政職員	富	邦也	岩倉市健康福祉部福祉課長
		石川	文子	
2 1	行政職員	服部	昭彦	大口町健康福祉部健康生きがい課
		前田	憲吾	長
2 2	行政職員	小室	和広	扶桑町健康福祉部福祉児童課長

※行政職員の区分のうち2名記載のある場合は、上段の者が2020(令和2)年度の委員、下段の者が2021(令和3)年度の委員。



参考資料 3 小牧市、岩倉市、大口町、扶桑町の区域における 成年後見制度利用促進計画策定にかかるアンケート調査報告書

および

参考資料4 尾張北部権利擁護支援センターにおける相談内容のとりまとめ

については、尾張北部権利擁護支援センターのホームページに掲載しています。 https://owarihokubu-kenriyougo.net/?p=8298 次の QR コードからアクセスできます。





用語集

(50音順)

○アウトリーチ

困っていても困っていることを発信できない人、支援の必要性を感じていない人など、支援が必要であるにもかかわらず、支援につながっていない人がいます。そのような人のところに、行政や相談・支援機関が、積極的に出向いて、働きかける支援のことをいいます。

○意思決定支援

本人が、自らの人生を自分らしく生きるためには、本人が自らの価値観や選好に基づく意思決定をできる環境を整える必要があります。本人に必要な情報を提供し、本人の意思や考えを引き出すなど、後見人等を含めた本人に関わる支援者らによって行われる、本人が意思決定をするための支援活動を、意思決定支援といいます。

○親なき後

一般には、日常生活において、親のさまざまな支援を受けて暮らしている障がい者が、親の死後、生活上のさまざまな課題に直面することをいいます。現在では、高齢化が進み、親の死後に限らず、親が施設入所したり認知症が進んだりすることにより支援が継続できなくなる場合もあり、課題となっています。

○尾張北部権利擁護支援センター

小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町が、共同で設置する成年後見制度の利用相談・支援機関です。2018(平成30)年度に設置され、2020(令和2)年度から当区域の中核機関として位置づけられました。

○権利擁護支援

狭義には、虐待・搾取などの権利侵害から守り被害回復を図ることをいい、広義には、幸福追求権(憲法第13条)により自分らしい暮らしの実現を図ること(積極的権利擁護)をいいます。



○後見・保佐・補助類型

法定成年後見制度において、本人の判断能力の程度を3つの類型に分け、判断能力を欠く常況にある場合を後見類型、判断能力を著しく欠く場合を保佐類型、判断能力が不十分な場合を補助類型としています。類型に応じて、申立て手続や後見人等に与えられる権限等がちがいます。

○互助

一般に、「自助・互助・共助・公助」と並べていわれます。自助は、自分のことは自分で守ること。互助は、相互に支え合う関係で、多くの場合、自発的なものであり身近な地域で形成されます。共助は、介護保険など社会保険制度(リスクを分担する仕組み)です。公助は、税による生活保護、高齢者福祉事業等の制度や仕組みです。

○市民後見人

地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人をいいます。中核機関等が、市民後見人候補者を養成し、家庭裁判所に推薦をし、選任後の市民後見人を支援していく仕組みが必要です。

○社会福祉協議会

市町村社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき設置され、①社会福祉を目的とする 事業の企画及び実施、②社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助、③社会 福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成、などの事業 を行うことにより、地域福祉の推進を図ることを目的とする民間団体です。

○成年後見制度

認知症・知的障がい・精神障がいなどによって判断能力が不十分な人のために、家庭裁判所が、法律上の権限をもつ支援者を選任し、法律的に支援する制度。

○成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進法に基づき、国が策定します。第一期計画は、2017(平成29)



年度から2021(令和3)年度までが計画期間であり、第二期計画は、2022(令和4)年度から2026(令和8)年度を計画期間となっています。市町村は、この計画をふまえて、市町村の区域における成年後見制度利用促進計画を策定することとされています。

○成年後見制度利用促進法

2016(平成28)年施行。成年後見制度が判断能力の不十分な人の権利擁護に資する ものであるにも関わらず利用が進んでいないことから、議員立法により制定されまし た。利用の促進にかかる理念、基本方針、国・自治体の責務を明らかにするもので、 具体的な施策等については、成年後見制度利用促進基本計画に委ねられています。

○中核機関

成年後見制度利用促進基本計画において掲げられた「権利擁護支援の地域連携ネットワーク」について、コーディネート(各部を調整し全体をまとめる機能)を担う中核的な機関や体制です。

○地域共生社会

制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことであり、社会福祉において、様々な分野の共通の目的となっています。

○日常生活自立支援事業

判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。日常的な金銭管理も、付随サービスとして行われます。都道府県・政令指定都市社会福祉協議会が実施主体ですが、実務の多くを市町村社会福祉協議会が担っています。

○認知症日常生活自立度

高齢者の認知症の程度を踏まえた日常生活自立度の程度を表すものです。



○8050 (はちまるご一まる)

8 0 代の老親が、就職の失敗や退職等をきっかけに家にひきこもる 5 0 代の子どもの生活を支えている状況を表すことばです。子どもが精神的疾患を抱えている場合もあります。また、子どもが、親の年金等に経済的依存し、さらにはそれが度を超して親が認知症等になっても必要とする医療や介護を受けられなくなるなど、多くの場合複合的な課題を抱えています。

○法人受任

成年後見人等には、個人(自然人)だけではなく法人もなることができます。法人 受任の場合、組織としての対応ができることなどから多くのメリットがあり、国の計 画でも法人受任をする法人の育成、支援が求められています。

○未成年後見制度

未成年者の場合は、通常は親が親権者として、本人のために法的な保護を行っています。親権者が死亡・行方不明等のため未成年者に対し親権を行う者がない場合に、 家庭裁判所は、申立てにより、未成年後見人を選任します。





発行日 2022(令和4)年3月

発行者 小牧市、岩倉市、大口町及び扶桑町の区域における 成年後見制度利用促進計画策定委員会

